

帯広市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱施行細目

(趣旨)

第1条 この細目は、帯広市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(増築又は改築の場合の駐車施設の設置率)

第2条 指導要綱第4条第1項の場合において、共同住宅等の増築又は改築のときにあつては、当該増築又は改築により増加する住戸数に対する当該増築又は改築により増加する駐車施設の駐車台数の割合をもつて、同項の規定により設置すべき駐車施設の設置率を算定するものとする。

2 指導要綱第4条第3項の場合において、店舗、事務所等の部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築により増加する当該店舗、事務所等のそれぞれの延べ面積をもつて、同項の規定により設置すべき駐車施設の駐車台数を算定するものとする。

(駐車施設の規模等)

第3条 指導要綱第4条の規定により設置する駐車施設において、駐車のために供する部分の規模は自動車1台につき幅2.3メートル、奥行き5メートルを駐車施設の規模の基準とする。

(計画書の添付書類)

第4条 建築主は、指導要綱第6条第1項ただし書の規定により駐車施設を設置する場合は、共同住宅等の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を確保しなければならない。

2 前項の規定により駐車施設を確保するときは、指導要綱第7条の共同住宅等の駐車施設に係る計画書に、当該駐車施設を確保する土地等の所有者の賃貸借契約書その他の土地等の使用権限を有することを確認することができる書類を添付しなければならない。

附則

この細目は、帯広市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱の施行の日から施行する。